

所信声明

助産教育者／教員の資格と コンピテンシー

Qualifications and Competencies of Midwife Educators/Teachers

背景

助産には独自の知識体系があり、ICM「助産教育の世界基準」（2021）は、女性および多様なジェンダーの人々とその新生児のケアのための明確な知識および技能の学習を支援している。質の高い助産教育プログラムは、臨床実践・助産理論・成人教育の原則において能力を維持する助産教育者／教員が主導している。

資格を有する助産教育者／教員とは、最新の実践経験を有する資格要件を満たした助産師であり、カリキュラム開発、指導戦略の活用、学生の学習測定と評価を含む教育課程を修了した者、またはこれらの教育能力を証明した者、またはその双方を満たしている者を指す。多くの国では、熟練した教育者／教員となる能力を持った助産師が極めて不足している状況が続いており、その結果、他の分野出身の教員が助産師を教育するという事態を引き起こしている。こうした教育者／教員は、助産師に独特な実践範囲を理解していない可能性がある。

所信

ICM は、助産教育者になるための最低要件は、ICM「助産教育の世界基準（2021）」およびWHO「助産師教育者のコア・コンピテンシー」に沿っているべきであると考えます。これらの指針文書では、助産教育者に求められる以下の資格について概説している。

- 助産の教員は、以下の要件を満たしていなければならない。
 - ICM「助産師の定義」に基づいた資格を有している。

- 実践のコンピテンシー（一般に、実践の全範囲について 2 年以上の経験で習得される）を示す。
- 助産実践のための現在有効な免許／登録、またはその他の法的な認定を保持している。
- 指導のための正式な教育を受けた、またはその職を保持する条件としてそのような教育を受ける計画がある。
- 助産の実践者、教師・講師、リーダーとして継続的な能力開発に取り組んでいる。
- 課程と専門職の中で促進者となる。
- カリキュラムの策定・実施・評価に貢献している。
- 助産の臨床指導者／臨床教員は、以下の要件を満たしていなければならない。
 - ICM「助産師の定義」に基づいた資格を有している。
 - 実践のコンピテンシー（一般に、実践の全範囲について 2 年以上の経験で習得される）を示す。
 - 助産実践のコンピテンシーを維持している。
 - 助産実践のための現在有効な免許／登録、またはその他の法的な認定を保持している。
 - 臨床指導のための正式な教育を受けた、またはその職を保持する条件としてそのような教育を受ける計画がある。
- 助産課程を指導する他分野の専門家は、担当する内容について資格を有していなければならない。
- 助産教職員は、臨床現場で学生を指導・評価する臨床指導者／臨床教員に対して、継続的な教育とメンタリングを行わなければならない。
- 助産教員と臨床指導者／臨床教員は、定期的にコミュニケーションをとり、学生の学びを促進し、評価しなければならない。
- 助産学生と臨床指導者／臨床教員の比率は、学習の状況と学生のニーズに合っていないなければならない。
- 助産教職員の能力は、確立されたプロセスに従って定期的に評価されていなければならない。
- 課程の方針は、学習環境における教員の個人的な健康・安全・ウェルビーイングを保護しなければならない（例えば、対面およびオンラインでのハラスメント、感染や環境的または政治的な危険にさらされること、言葉または身体的な暴力から守らなければならない）。

会員団体への推奨

会員団体には、教育機関や規則機関と協力してこの声明の実施を促進する際に、この所信声明を活用することを推奨する。本声明の活用は、各国または各地域の助産教育者の基準を策定する上で、教育者の役割を確立・強化するための指針となる。

関連 ICM 文書

- ICM. 2019. 基本文書 助産実践に必須のコンピテンシー
- ICM. 2021. 助産規制の世界基準
- ICM. 2023. 所信声明 助産：自律的な専門職
- ICM. 2014. 基本文書 助産師の倫理綱領
- ICM. 2014. 基本文書 助産ケアの理念とモデル
- 基本文書 助産師の定義（2023）
- 基本文書 助産の定義
- 基本文書 助産ケアの理念とモデル
- ICM、UNFPA、WHO 世界助産白書（SoWMy）（2021）

その他の関連文書

- WHO.2013. Midwifery Educator Core Competencies.2013.
- WHO 2019. Framework for Action Strengthening Quality Midwifery Education for Universal Coverage 2020.

2008 年、グラスゴーでの国際評議会にて採択
2014 年、プラハ国際評議会にて見直し・採択
2023 年、バリ国際評議会にて見直し・採択
次回の見直し予定：2026 年

2024 年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会、公益社団法人全国助産師教育協議会 訳

「Qualifications and Competencies of Midwife Educators/Teachers」の原文については、ICMが著作権を有します。日本語版は、ICM会員団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会ならびに全国助産師教育協議会が、ICMの許諾を得て翻訳しました。日本語版については、日本助産学会に帰属します。なお、ICMも同様の権利を持ちます。日本語版の転載については、ICMならびに日本助産学会<https://www.jyosan.jp/>にご連絡ください。なお、学術目的で日本語版を利用する場合は、出典を明記して、自由に引用することができます。